特種魚肉ソーセージ	次に掲げるもの（食料缶詰、食料瓶詰及びレトルトパウチ食品に該当しないものに限る。）をいう。 一　練合わせ魚肉にチーズ、グリンピース、たまねぎ、荒びき肉等（以下別表第四の魚肉ハム及び魚肉ソーセージの項において「種もの」と総称する。）を加えて混ぜ合わせたものをケーシングに充てんし、加熱したもの 二　一をブロックに切断し、又は薄切りして包装したもの	
ハンバーグ風特種魚肉ソーセージ	特種魚肉ソーセージのうち、練合わせ魚肉に、荒びき肉及びたまねぎを加えたもの又はこれににんじんその他の野菜類、パン粉等を加えたものを混ぜ合わせたものであって、油焼き等の調理後、ハンバーグ類似の香味及び食感を有するものをいう。	
肉片	肉を切断したもの又はこれを肉塊状に加工したもの（肉をすりつぶしたものを肉塊状に加工したものを含む。）であって、おおむね五グラム以上のものをいう。	
つなぎ	魚肉をひき肉したもの、魚肉をすり身にしたもの若しくは食肉をひき肉したもの又はこれにでん粉、卵白、粉末状植物性たんぱく等を加えたものを練り合わせたものをいう。	
ケーシング	次に掲げるものを使用した皮又は包装をいう。 一　牛腸、豚腸、羊腸、胃又は食道 二　コラーゲンフィルム又はセルローズフィルム 三　気密性、耐熱性、耐水性、耐油性等の性質を有する合成フィルム	
削りぶし	削りぶし	次に掲げるものをいう。 一　かつお、さば、まぐろ等の魚類について、その頭、内臓等を除去し、煮熟によってたんぱく質を凝固させた後冷却し、水分が二十六パーセント以下になるようにくん乾したもの（以下この表、別表第四、別表第十九及び別表第二十二の削りぶしの項において「ふし」という。）又はふし（かつおにあっては、表面を削ったもの）に二番かび以上のかび付けをしたもの（以下別表第四、別表第十九及び別表第二十二の削りぶしの項において「かれぶし」という。）を削ったもの 二　いわし、あじ等の魚類を煮熟によってたんぱく質を凝固させた後乾燥したもの（以下別表第四、別表第十九及び別表第二十二の削りぶしの項において「煮干し」という。）又はこれらの魚類を煮熟によってたんぱく質を凝固させた後圧搾して魚油を除去し乾燥したもの（以下別表第四、別表第十九、別表第二十及び別表第二十二の削りぶしの項において「圧搾煮干し」という。）を削ったもの 三　一及び二を混合したもの
薄削り	この表の中欄に掲げる削りぶしのうち厚さ〇・二ミリメートル以下の片状に削ったものをいう。	
厚削り	この表の中欄に掲げる削りぶしのうち厚さ〇・二ミリメートルを超える片状に削ったものをいう。	
糸削り	この表の中欄に掲げる削りぶしのうち糸状又はひも状に削ったものをいう。	

砕片	薄削りを破砕したものをいう。	
削り粉	この表の中欄に掲げる削りぶしのうち日本工業規格Z八八〇一－一（二〇〇六）に規定する目開き二ミリメートルの試験用ふるいを通過するものをいう。	
うに加工品		
粒うに	うにの生殖巣に食塩を加えたもの（以下この表、別表第四、別表第十九、別表第二十及び別表第二十二のうにの項において「うに」という。）又はこれにエチルアルコール、砂糖、でん粉、酒かす、調味料（アミノ酸等）等（以下うにに加工品の項において「エチルアルコール等」と総称する。）を加えたものであって、塩うに含有率が六十五パーセント以上のものをいう。	
練りうに	塩うに又はこれにエチルアルコール等を加えたものを練りつぶしたものであって、塩うに含有率が六十五パーセント以上のものをいう。	
混合うに	塩うににエチルアルコール等を加えたもの又はこれを練りつぶしたものであって、塩うに含有率が五十パーセント以上六十五パーセント未満のものをいう。	
うに	次に掲げる科に属するうにをいう。 一　おおばふんうに科（Strongylocentrotidae） 二　ながうに科（Echinometridae） 三　らっぱうに科（Toxopneustidae）	
塩うに含有率	次の算式により算出した百分比をいう。 使用する塩うにの重量（g）×使用する塩うにの固乾物含有率（%）÷製品の内容量（g）×100 塩うにの基準の固乾物含有率＝35％ （注）固乾物含有率は、試料約三グラムを量り取り、摂氏百五度で五時間乾燥した後ひょう量し、試料重量に対する乾燥後の重量の百分比とする。	
うにあえもの		
粒うに	うにの生殖巣に食塩を加えたもの（以下この表及び別表第十九のうにあえものの項において「塩うに」という。）又はこれにエチルアルコール、砂糖、でん粉、酒かす、調味料（アミノ酸等）等（以下うにあえものの項において「エチルアルコール等」と総称する。）を加えたものであって、塩うに含有率が六十五パーセント以上のものをいう。	
練りうに	塩うに又はこれにエチルアルコール等を加えたものを練りつぶしたものであって、塩うに含有率が六十五パーセント以上のものをいう。	
混合うに	塩うににエチルアルコール等を加えたもの又はこれを練りつぶしたものであって、塩うに含有率が五十パーセント以上六十五パーセント未満のものをいう。	
うに	次に掲げる科に属するうにをいう。 一　おおばふんうに科（Strongylocentrotidae） 二　ながうに科（Echinometridae） 三　らっぱうに科（Toxopneustidae）	
粒うに、練りうに又は混合うに	粒うに、練りうに又は混合うにに、くらげ、いか、かずのこ、あわび、しいたけ等を加えて混ぜ合わせたものであって、塩うに含有率が十五パーセント以上のものをいう。	